学位申請論文審查報告

林研三氏博士学位申請論文審查報告書

札幌大学 教授 林研三氏は、早稲田大学学位規則第8条に基づき、2013年8月30日、その論文『下北半島の法社会学―〈個と共同性〉の村落構造』を早稲田大学大学院法学研究科に提出し、博士(法学)(早稲田大学)の学位を請求した。後記の審査委員は、同研究科の委嘱を受け、この論文を審査してきたが、2014年9月18日、審査を終了したので、ここにその結果を報告する。

Ⅰ 本論文の構成と内容(省略)

Ⅱ 本論文の評価

1. 農山漁村における規範現象を、実態調査を通じて明らかにする研究は、著者が言うように今日明らかに法社会学における研究の主流ではない。しかしそのことはそのような研究の遂行が意義を失ったことを意味するわけではない。第二次大戦直後の法社会学による農山漁村調査研究の隆盛は、日本社会の構造原理の原型を農山漁村社会の共同体に求め、個人を抑圧するこの共同体の解体が日本社会を民主化し、法化する不可避の条件であるとの認識に支えられていた。その後高度経済成長に伴う共同性の弛緩、解体により、村落共同体が社会構造を規定する力を失うにつれ、この分野での研究意欲も低減していった。こうした傾向の中で本論文は、戦後社会における村落の共同性の解体という言説に疑問を投げかけ、新たな研究視角から村落社会においてなお観察される共同性のありようと個の関係を実態に即して明らかにしようとするものである。

1990年代後半から2010年までの期間に実施した実態調査が本論文の骨格を形成する。地道な実態調査を踏まえた法社会学的村落社会研究の伝統を受け継ぐ、数少ない貴重な研究業績ということができる。

- 2. 調査対象として下北が選択された一つの理由は、1960年代に「九学会連合調査」をはじめとする社会学的調査がこの地で実施されていたことである。一般に村落社会における旧慣は、何らの検証なく高度経済成長を経て衰退したとされることが多いが、本論文は、先行する調査報告との比較を通じて、旧来の慣行の変化を調査により検証する。そうしてオヤグマキ、あるいはユブシオヤ・コといった旧来からの家族・親族慣行は決して消滅してはおらず、むしろ活性化している事実を明らかにした。そのこと自体本論文の大きな功績ということができる。
- 3. さらにこの旧慣の活性化の意味を新たな分析視角から読み解こうとしている 点も注目される。従来の研究では、村落社会の構成単位である家と家との関係 が、血縁関係すなわち「生得的な being の関係性」の下で把握されていたのに対

- し、本論文では「可変的で構築的な doing の関係性」という視角から家相互間の関係を捉えようとする。文化人類学、社会人類学が形成してきた分析枠組みを取り入れて、村落における家と家との関係を捉え分析することによって、血縁としての家のつながりの弛緩にかかわらず、家相互の関係性がむしろ活性化しているという、調査を通じて明らかになった事実の説明が可能となる。すなわち状況に応じて機能的な社会関係の形成がまず要求され、その必要を満たすために旧来からの家族・親族慣行が手段として用いられている、と把握される。オヤグマキ、あるいはユブシオヤ・コといった現在でも用いられている語彙が示す社会関係は「生物学的血縁関係」ではなく、ツキアイという相互行為に他ならない、という解釈の提示は学界への問題提起として特筆される。血の関係が本来的な家族・親族関係であるという観念を前提とした調査研究に対する、批判的な視座の提示ということができる。
- 4. 村落社会を構成する家相互間の関係についてのこのような理解は、村落における「個と共同性」の関係の理解にも変容を求めることになる。個はもはや血縁、親族、近親、系譜関係の中に埋没する being ではなく、例えば漁撈組織という機能集団を構成する doing な主体となっており、これにより従来のムラの共同性がもつ排他性、閉鎖性が克服されている。しかし他方でこの機能集団は、多くの場合には父子関係・兄弟関係を中心とする親族関係として編成されており、構成員の無限定な流動性、多様性を抑えてもいる。こうして共同性による個の抑圧でも、個による共同性の解体でもない、両者の相補的関係を事実に即して明らかにしたことも、本論文の成果である。
- 5. 村落社会は、従来家を単位とする地縁集団として一個の共同体として観念されることが多かった。しかし本論文では、村落社会の中にいくつもの共同体があること、村民個人は、複数の共同体構成員となっていることが確認されている。このことからも、もはや村落社会は家によってではなく、個人によって構成されていることを明らかにしたことも調査研究の成果である。
- 6. 法社会学は、従来人々の行動を直接規制する行為規範としての社会規範=生ける法と、裁判規範としての国家法の二元的構成として規範現象を認識し、両者の関係如何を分析の対象としてきた。これに対して論者は、両者が実体的に対極的に存在して影響を行使しあうというよりも、多元的な「個と共同性」の連鎖として関連しあっているのではないかという仮説を提示しようとしている。例えば日常的実践のレベルで個としての漁民は漁撈組織という共同性の中で漁撈慣行という規範を身につける。他面漁撈組織は個として、漁協の共同漁業権区域内におけるルールにしたがう。共同漁業権区域を超える範囲では個としての各漁協が、近隣の他漁協との取り決めという共同性に服する。そして最後には漁業法と

いう国家法レベルの共同性が網をかける。このように個と共同性の複層的なグラデーションとして、生ける法と国家法との関係を捉え直そうという問題提起である。法の実効性を考える上でも手掛かりとなる議論と思われる。

7. 以上のような成果にも拘わらず、本論文にも欠点と思われる問題がないわけではない。本論文は、必要な規模の調査対象サンプルを無作為抽出してアンケート調査票を郵送し、回収された調査票のデータを、確立された統計分析にかけて数値化し分析するというタイプの調査ではなく、きわめて限定された規模の調査対象に密着し、調査対象との信頼関係を形成しながら聞き取りを中心に掘り下げた調査を実施するという手法をとっている。こうした方法による調査が持つ特性について論者は自覚的であるものの、各地域においてとられた実態調査の方法に関する説明が十分でないことを指摘しなければならない。直接聞き取りをした対象の属性や、聞き取り対象の範囲(全戸悉皆かそうでない場合には対象の選択方法)、用いられた調査票の項目内容等が必ずしも明らかでない。本論文は調査報告書ではないので、調査結果とその分析の記述が主となるとはいえ、その説得性を確保するためにも、具体的調査方法に関する説明がもっと丁寧に記述されてしかるべきだった。

また調査内容に関しては、農村、漁村における個別農家、個別漁家の経営調査が手薄との印象を拭えない。農漁村における個と共同性の関係をテーマとする場合、例えば農村において、個々の小農経営の存立は集落の共同性による補完を不可欠の前提とするという、経営上の分析が農業経済学では行われている。経営団体としての漁撈組織が、何故家族・親族関係として編成されるのかという問題の考察にあたっても、漁家の経営分析を避けて通ることはできないであろう。もっともこのことを、法社会学、社会・文化人類学の領域における業績としての本論文に求めるのは望蜀というべく、むしろ論者を中心として研究調査チームが編成され、伝統的な法社会学調査が学際的調査研究の一環として継承発展されることを期待すべきところである。

一般に実態調査を通じて把握された事実を、学問的に理解、解釈する場合、一定の理論仮説が必要である。本論文も事実を事実として記述するにとどまらず、上述のように理論仮説を用いてこれを説明することに従事している。事実が理論仮説の適用を単純には受け入れないことを論者は熟知しつつ、それでもこの作業と格闘するあまり、読者にとって必ずしも理解が容易ではない記述が散見される。理論仮説が持つ説明力とその限界が整理された形で提示されていたならば、さらに説得力のある理論展開となったと考えられ、惜しまれる。しかしこの点も本論文の価値を低めるものではない。

96 早法 91 巻 1 号 (2015)

Ⅲ 結論

以上の検討を踏まえた結果、下記審査委員は、本論文の提出者が博士(法学) (早稲田大学)の学位を受けるに値するものであることを認める。

2014年9月18日

審査員

 主査
 早稲田大学教授
 棚 澤 能 生

 早稲田大学名誉教授
 法学博士(早稲田大学)
 田 山 輝 明

 早稲田大学教授
 博士(法学)(東京大学)
 吉 田 克 己